

第22回 定時株主総会 招集ご通知



▶ 開催日時

2020年12月23日（水曜日）午前10時

▶ 議決権行使期限

2020年12月22日（火曜日）午後6時まで

<新型コロナウイルス感染防止対応へのご協力のお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本年は、書面（郵送）による事前の議決権行使を行っていただき、株主総会へのご来場につきましては、自粛いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.sus-g.co.jp/>

株式会社エスユーエス

証券コード：6554

CONTENTS

第22回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
株主総会参考書類	3
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	
第7号議案 監査役の報酬額改定の件	
事業報告	34
連結計算書類	52
計算書類	55
監査報告書	58

証券コード：6554
2020年12月4日

株 主 各 位

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
京都三井ビルディング5階
株式会社エスユーエス
取締役社長 齋藤公男

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

この場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月22日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月23日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 京都市下京区烏丸通り四条下ル からすま京都ホテル2階「双舞の間」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第7号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.sus-g.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.sus-g.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策の一つと考えており、企業価値を最大化するための中長期的な取り組みや事業拡大に必要な内部留保とのバランスを勘案し、継続的かつ安定的な株主還元を実施していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当事業年度の業績、今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては次のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円といたします。
また、配当総額は61,489,512円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年12月24日といたしたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条（目的）について事業目的の記載内容の一部の変更を行うものであります。
- (2) その他、現行定款の規定の主旨を維持しつつ、会社法及び関連法令に合わせた用語及び引用条文の変更を行うとともに、全般にわたり構成の整理及び字句の修正、条数の変更等、定款全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>自動車工作機械、家庭用電気製品製造機械、産業用ロボットの設計</u>	1. <u>労働者派遣事業</u>
2. <u>運搬機械・搬送機械装置の設計</u>	2. <u>有料職業紹介事業</u>
3. <u>自動制御装置の設計・制作・販売</u>	3. <u>A R技術及びV R技術を応用した事業</u>
4. <u>前各号に関する技術教育及び技術情報の提供</u>	4. <u>I Tコンサルティング事業</u>
5. <u>下記業務の請負</u>	5. <u>H Rテクノロジー事業</u>
① <u>建築物の清掃及び建築物の各種設備機器の点検・保守・管理</u>	6. <u>人工知能に関する各種プログラム技術の研究、企画、開発、販売に関する事業</u>
② <u>金属工作機械製造業</u>	7. <u>各種情報の収集・企画及び販売に関する事業</u>
③ <u>自動車製造業及び自動車部品・付属品製造・検査業務</u>	8. <u>各種物品の製造・組立設備、加工設備の販売及び賃貸に関する事業</u>

現行定款	変更案
<p>④ 電気製品（音響用・映像用・照明用・厨房用・冷暖房用）の製造・組立</p> <p>⑤ 梱包・包装作業</p> <p>⑥ 発電機製造業</p> <p>⑦ 変圧器製造業</p> <p>⑧ 開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業</p> <p>⑨ 金属メッキ加工業</p> <p>⑩ プラスチック成型加工業</p> <p>⑪ 医薬品製造業</p> <p>⑫ 木製建具・建築用木製組立材料製造業</p> <p>⑬ コンクリート製造業</p> <p>⑭ 染色整理業</p> <p>⑮ 水産食料品・乳製品・冷凍調理食品製造業</p> <p>⑯ セラミック製品研磨・検査業務</p> <p>⑰ 経理事務処理・コンピューター・システムの操作技術・事務業務処理</p> <p>⑱ 半導体使用装置及び半導体製品の制御装置の製造に関する、ハードウェアの開発、設計並びに同装置の保守・保全</p> <p>⑲ 販売促進に関する情報資料の収集、企画及び販売</p> <p>6. 経営コンサルティング</p>	<p>(9) コンピューター関連機器、ソフトウェア及びハードウェアならびにシステムの開発、設計、製造、販売、賃貸、保守管理及び輸出入ならびにこれらの代理に関する事業</p> <p>(10) ウェブサイト及びウェブコンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営に関する事業</p> <p>(11) 情報システムの開発、設計及びプログラムの作成ならびにこれらの保守に関する事業</p> <p>(12) 機械、装置、器具または機械により構成される設備の設計または製図に関する事業</p> <p>(13) 生産、製造及びその他の各種業務アウトソーシング事業</p> <p>(14) 各種教育、訓練、研修に関する事業</p> <p>(15) コンピューター技術教室等の各種教室の企画、運営に関する事業</p> <p>(16) 各種イベントの企画、制作及び運営に関する事業</p> <p>(17) 起業家支援に関する事業</p> <p>(18) 前6号から16号についての受託、請負業務及び技術提供</p> <p>(19) 前各号に関連または付帯する一切の事業</p>

現行定款	変更案
<p>7. <u>企業における雇用管理及び職業問題に関する情報提供、委託による求職情報に関する資料の作成</u></p> <p>8. <u>企業間の提携に関する仲介コンサルティング業務</u></p> <p>9. <u>各種講演、セミナーの開催</u></p> <p>10. <u>コンピューターのソフトウェア設計・プログラム開発及び技術提供並びに保守に関する業務</u></p> <p>11. <u>一般労働者派遣事業</u></p> <p>12. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>13. <u>インターネットを利用または集合しての次の教育事業</u></p> <p>① <u>IT系、電気・電子系、機械系技術向上のための教育</u></p> <p>② <u>財務、経理の知識向上のための教育</u></p> <p>③ <u>職業人として必要な資質向上のための教育</u></p> <p>14. <u>心理テストの販売、分析業務受託</u></p> <p>15. <u>起業家支援</u></p> <p>16. <u>インターネットサイトの開発・コンサルティング業務</u></p> <p>17. <u>製造、開発、設計に係る業務受託</u></p> <p>18. <u>インターネットを利用した以下のサービス提供</u></p> <p>① <u>クーポン、チケット及びその他物品の販売・仲介</u></p>	

現行定款	変更案
<p>② 人事評価・測定ツールの提供 ③ 人材の採用管理ツールの提供 ④ ソーシャルゲームの企画・開発・運営</p> <p>19. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (記載省略)</p> <p>(機関) 第4条 (記載省略)</p> <p>(公告の方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> <p><u>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (記載省略)</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 (記載省略)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の<u>1単元の株式数は100株とする。</u></p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> (削除)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の<u>単元株式数は100株とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>	<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (記載省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する。</u></p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する請求、<u>届出等の手続及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>(招集)</p> <p>第12条 (記載省略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 (記載省略)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、<u>他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に<u>かかる</u>情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に<u>記載または表示すべき事項に係る</u>情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使) 第17条 (記載省略) 2. 前項の場合は、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 (記載省略)</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 (記載省略) 2. (記載省略) 3. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 (記載省略) 2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 (記載省略) 2. 取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (記載省略)</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 (現行どおり) 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 (現行どおり) 2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を申し述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 (記載省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 (記載省略)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 (記載省略)</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役) 第31条 (記載省略)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 (記載省略) 2. (記載省略)</p> <p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第34条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任) 第35条 (記載省略)</p>	<p>(常勤の監査役) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 (現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任) 第36条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第36条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 役員の責任制限</p> <p>(取締役会決議による責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、役員等（会社法第423条第1項に定めるものをいい、役員等であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>(責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役等との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第40条 (記載省略)</p> <p>(期末配当及び基準日) 第41条 当社は、定時株主総会の決議によって、毎年9月30日を基準日として株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行なう。</p> <p>(中間配当及び基準日) 第42条 (記載省略)</p> <p>(除斥期間) 第43条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第39条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当及び基準日) 第40条 当社は、定時株主総会の決議によって、毎年9月30日を基準日として株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行なう。</p> <p>(中間配当及び基準日) 第41条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、改めて取締役9名の選任をお願いいたしたく存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における 地位及び担当	取締役会の 出席状況	取締役 在任期間
1	さいとう きみお 齋藤 公男	再任	代表取締役社長	14回/15回	21年 3か月
2	よしかわ ともさだ 吉川 友貞	再任	取締役副社長	15回/15回	2年
3	こばやし たかし 小林 孝史	再任	取締役執行役員 HAIQ事業及びコンサルティング事業担当 東日本統括本部長	15回/15回	7年 6か月
4	おおつき てつや 大槻 哲也	再任	取締役執行役員 エンジニアリングソリューション事業 及びAR/VR事業担当 西日本統括本部長	15回/15回	5年
5	みやざき たけし 宮崎 健	再任	取締役執行役員 人財開発及び事業サポート担当	11回/11回	1年
6	あさだ たけふみ 浅田 剛史	再任	取締役執行役員 最高財務責任者 管理部門担当	11回/11回	1年

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会の 出席状況	取締役 在任期間			
7	<small>なかしま あきひこ</small> 中島 彰彦 <table border="1" style="float: right; margin-left: 10px;"> <tr><td>再任</td></tr> <tr><td>社外</td></tr> </table>	再任	社外	社外取締役	14回/15回	14年 1か月	
再任							
社外							
8	<small>にしじま としなり</small> 西嶋 俊成 <table border="1" style="float: right; margin-left: 10px;"> <tr><td>再任</td></tr> <tr><td>社外</td></tr> <tr><td>独立</td></tr> </table>	再任	社外	独立	社外取締役	15回/15回	4年
再任							
社外							
独立							
9	<small>たていし ともお</small> 立石 知雄 <table border="1" style="float: right; margin-left: 10px;"> <tr><td>再任</td></tr> <tr><td>社外</td></tr> <tr><td>独立</td></tr> </table>	再任	社外	独立	社外取締役	15回/15回	2年
再任							
社外							
独立							

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>さいとう きみお 齋藤 公男 1968年 10月8日</p> <p>再任</p>	<p>1987年4月 スガイ機器株式会社 入社 1990年2月 有限会社オーエムイクシード 入社 1996年12月 フレックスジャパン株式会社 入社 1999年9月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2005年6月 株式会社イーアセスメント 取締役（現任） 2014年5月 株式会社ストーンフリー 代表取締役社長 2018年12月 株式会社ストーンフリー 取締役（現任） 2019年4月 株式会社クロスリアリティ 代表取締役社長（現任） 2020年7月 株式会社RUTILEA 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社イーアセスメント 取締役 株式会社ストーンフリー 取締役 株式会社クロスリアリティ 代表取締役社長</p>	4,542,800株
<p>（取締役候補者とした理由） 同氏は当社を創業以来、長年にわたり会社経営に携わるとともにグループ会社の取締役を務め、高いリーダーシップを発揮しCEOとして当社グループを統括しており、グループの事業や経営に関する豊富な経験と高い見識等を有し、当社グループの持続的な成長とさらなる企業価値向上への貢献ができるものと判断したためであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	よしかわ ともさだ 吉川 友貞 1966年 11月2日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1989年4月 東急不動産株式会社 入社 1996年7月 日本パラメトリック・テクノロ ジー株式会社（現PTCジャパン 株式会社） 入社 1999年5月 バブソン大学経営大学院卒業（MBA） 2000年5月 株式会社サイバード 入社 2001年2月 同社執行役員 2001年6月 同社取締役 2004年6月 同社取締役副社長 2006年9月 株式会社JIMOS 取締役兼務 2006年10月 株式会社サイバードホールディングス 上席執行役員 2007年6月 大幸薬品株式会社 取締役 2009年6月 同社常務取締役 2010年7月 京都大学大学院医学研究科 非常勤講師（現任） 2013年6月 同社専務取締役 2017年4月 京都大学大学院医学研究科 産学連携フェロー（現任） 2018年3月 KLab株式会社 社外取締役（現任） 2018年10月 当社入社 執行役員 2018年12月 当社取締役執行役員 2019年9月 株式会社クロスリアリティ 取締役（現任） 2019年12月 当社取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） KLab株式会社 社外取締役 株式会社クロスリアリティ 取締役	—
（取締役候補者とした理由） 同氏は長年にわたり、多岐にわたる分野において新規事業の立ち上げや会社経営 に携わるなど、豊富な経験と高い見識等を有しているため、その経験と見識を活 かし、引き続き当社のグループ事業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上へ の貢献ができるものと判断したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>こばやし たかし 小林 孝史 1970年 3月12日</p> <p>再任</p>	<p>1993年4月 安田多七株式会社 入社 1996年7月 テトラプランニング株式会社 入社 2004年3月 当社入社 2009年4月 当社執行役員大阪支店長 2009年11月 株式会社Qript 取締役 2013年6月 当社取締役執行役員大阪支店長 2014年5月 株式会社ストーンフリー 取締役 2016年10月 当社取締役執行役員東京支店管掌、コンサルティング事業部管掌 2017年1月 株式会社イーアセスメント 取締役(現任) 2017年4月 当社取締役執行役員コンサルティング事業部管掌 2017年10月 当社取締役執行役員東日本統括本部長 2018年10月 当社取締役執行役員HAIQ事業推進部管掌 2020年10月 当社取締役執行役員HAIQ事業及びコンサルティング事業担当兼 東日本統括本部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社イーアセスメント 取締役</p>	80,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 同氏は技術者派遣事業の東日本地域を統括する責任者を務め、コンサルティング事業及びHRテクノロジー事業等、当社の事業の成長拡大を推進し、当社グループ事業に関する豊富な経験、高い見識等を有しているため、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献ができるものと判断したためであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
4	<p data-bbox="291 223 435 352">おおつき てつや 大槻 哲也 1973年 9月20日</p> <div data-bbox="291 397 367 443" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	<p data-bbox="506 201 1118 836"> 2001年4月 当社入社 2007年4月 当社京都支店長 2009年4月 当社執行役員京都支店長 2015年12月 当社取締役執行役員人財開発本 部管掌、コンサルティング事業 部管掌 2017年10月 当社取締役執行役員西日本統括 本部長 2018年12月 株式会社ストーンフリー 取締 役（現任） 2019年4月 株式会社クロスリアリティ 取締 役（現任） 2020年10月 当社取締役執行役員エンジニア リングソリューション事業及び AR/VR事業担当 兼 西日本統 括本部長（現任） </p> <p data-bbox="506 881 960 991"> （重要な兼職の状況） 株式会社ストーンフリー 取締役 株式会社クロスリアリティ 取締役 </p>	80,000株
<p data-bbox="306 999 639 1029">（取締役候補者とした理由）</p> <p data-bbox="291 1034 1321 1197"> 同氏は技術者派遣事業の統括担当及び西日本地域を統括する責任者を務め、今後当社が注力する事業であるAR/VR事業の拡大成長を推進するとともに、当社グループ会社の取締役も務め、当社グループの事業に関する豊富な経験と高い見識等を有しているため、引き続き当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献ができるものと判断したためであります。 </p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
5	みやざき たけし 宮崎 健 1962年 9月17日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1986年4月 株式会社リクルート 入社 2002年11月 NPOワーカーズ・オープン コミュニティ・エイド代表 2009年6月 株式会社モチベーションスタ ジアム 代表取締役 2015年10月 当社入社 執行役員人財開発 本部長 2017年5月 株式会社ストーンフリー 取締 役 2017年12月 当社取締役執行役員人財開発本 部長 2018年12月 株式会社ストーンフリー 代表 取締役社長（現任） 2019年12月 当社取締役執行役員人財開発本 部管掌 2020年10月 当社取締役執行役員人財開発及 び事業サポート担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ストーンフリー 代表取締役社長	—
（取締役候補者とした理由） 同氏は当社の新卒を中心とした技術者派遣のスタッフ採用・育成及び各事業のサ ポート部門の責任者を務めるとともに、特例子会社の代表取締役を務め、就労移 行支援事業の運営ならびに障がい者雇用の拡大推進に寄与するなど、当社グルー プの事業に関する豊富な経験、高い見識等を有しているため、当社グループの持 続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献ができるものと判断したためであ ります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
6	あさだ たけふみ 浅田 剛史 1974年 5月26日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2000年4月 株式会社東芝 入社 2008年4月 同社財務部主任 2012年4月 大幸薬品株式会社 入社 同社経営企画部マネージャー 2016年4月 同社経営企画部長 2018年10月 当社入社 経営企画室長 2019年2月 当社執行役員 経営企画部・人事部・情報シス テム部担当 2019年10月 当社執行役員管理部門担当 2019年12月 当社取締役執行役員最高財務責 任者管理部門担当（現任）	—
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏は当社の管理部門全体を統括するとともに強化に努め、また最高財務責任者としてグループ全体の経営管理を牽引するとともに経理・財務・IR等に関する豊富な経験と高い見識等を有しているため、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献ができるものと判断したためであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
7	<p>なかしま あきひこ 中島 彰彦 1953年 9月1日</p> <p>再任 社外</p>	<p>1976年4月 ロイヤル株式会社 入社 1983年9月 麻生セメント株式会社 入社 1985年1月 株式会社アソウ・テンポラリーセンター（現株式会社アソウ・ヒューマニーセンター）営業部長 1991年6月 株式会社アソウ・テンポラリーセンター（現株式会社アソウ・ヒューマニーセンター）常務取締役 1998年3月 株式会社アソウ・ヒューマニーセンター 代表取締役社長（現任） 1998年3月 株式会社アソウ・アルファ 代表取締役社長（現任） 1999年9月 株式会社ヒューマンエナジー研究所 代表取締役社長（現任） 1999年10月 株式会社福利厚生倶楽部九州 代表取締役社長 2000年4月 株式会社アソウ・アカウントティングサービス 代表取締役社長（現任） 2001年1月 株式会社チャレンジド・アソウ 代表取締役社長（現任） 2001年8月 株式会社アソウ・システムソリューション 代表取締役社長（現任） 2004年1月 株式会社ユニバースクリエイト 代表取締役社長 2006年11月 当社取締役（現任） 2009年4月 学校法人大村文化学園 監事（現任） 2016年6月 株式会社ユニバースクリエイト 代表取締役会長（現任） 2016年7月 株式会社福利厚生倶楽部九州 代表取締役会長（現任） 2017年11月 株式会社アソウ・マリッジエージェント 代表取締役社長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社アソウ・ヒューマニーセンター 代表取締役社長 株式会社アソウ・アルファ 代表取締役社長 株式会社ヒューマンエナジー研究所 代表取締役社長 株式会社福利厚生倶楽部九州 代表取締役会長 株式会社アソウ・アカウントティングサービス 代表取締役社長 株式会社チャレンジド・アソウ 代表取締役社長 株式会社アソウ・システムソリューション 代表取締役社長 株式会社ユニバースクリエイト 代表取締役会長 学校法人大村文化学園 監事 株式会社アソウ・マリッジエージェント 代表取締役社長</p> <p>（社外取締役候補者とした理由） 同氏は人を起点としたビジネスに長年携わっており、企業経営者としての多岐にわたる広範な知見に基づいて的確なアドバイスや助言をいただいております。今後も、企業価値向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	84,000株

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数			
8	<p>にしじま としなり 西嶋 俊成 1978年 3月25日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>再任</td></tr> <tr><td>社外</td></tr> <tr><td>独立</td></tr> </table>	再任	社外	独立	<p>2002年 8 月 プライスウォーターハウスクー パース税理士法人中央青山 入 所</p> <p>2005年 9 月 西嶋会計事務所 入所</p> <p>2013年12月 当社監査役</p> <p>2015年 9 月 西嶋会計事務所 所長 (現任)</p> <p>2016年12月 当社取締役 (現任)</p> <p>2019年 6 月 学校法人大村文化学園 監事 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 西嶋会計事務所 所長 学校法人大村文化学園 監事</p>	-
再任						
社外						
独立						
<p>(社外取締役候補者とした理由) 同氏は税理士資格を有しており、豊富な実務経験と幅広い見識に基づいて財務及び経営における的確な助言をいただいております。今後も、企業価値向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>						

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数			
9	<p>たていし ともお 立石 知雄 1969年 2月6日</p> <table border="1" data-bbox="294 397 367 541"> <tr><td>再任</td></tr> <tr><td>社外</td></tr> <tr><td>独立</td></tr> </table>	再任	社外	独立	<p>1993年10月 オムロン コミュニケーションクリエイティブ株式会社 入社 1998年 9月 株式会社サイバード起業設立 取締役 2002年 7月 オムロン株式会社へ転籍 2004年 6月 株式会社サンエイトホールディングス 代表取締役 2004年 7月 株式会社サンエイトインベストメント 代表取締役 2004年 8月 株式会社サンエイトマーケティング(現株式会社キョーエン) 代表取締役(現任) 2012年 5月 モードージャパン株式会社 取締役(現任) 2017年 4月 株式会社ビューケン 取締役(現任) 2017年 8月 株式会社祇園歩兵 取締役(現任) 2018年 3月 一般財団法人葵プロジェクト 理事(現任) 2018年 6月 株式会社桑山 監査役(現任) 2018年 9月 NPO法人キッズアートプロジェクト 理事(現任) 2018年10月 一般社団法人キャッシュレスグッド 理事(現任) 2018年12月 当社取締役(現任) 2019年 8月 一般社団法人誰もが誰かのライフセーバーに 理事(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社キョーエン 代表取締役 株式会社ビューケン 取締役 株式会社桑山 監査役</p>	40,000株
再任						
社外						
独立						
<p>(社外取締役候補者とした理由) 同氏は長年にわたり会社の経営に携わっており、会社経営の専門家としての豊富な経験と幅広い知見に基づいた的確な助言をいただいております。今後も、企業価値向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>						

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者齋藤公男氏は当社の経営を支配している者であります。
 3. 中島彰彦氏、西嶋俊成氏及び立石知雄氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 西嶋俊成氏及び立石知雄氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として引き続き指定するものであります。

5. 当社は、社外取締役候補者中島彰彦氏、西嶋俊成氏及び立石知雄氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額となっております。諸氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役佐々木真一郎氏、北野敬一氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお本議案の提出についてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	さ さ き しん い ち ろ う 佐々木真一郎 1971年 5月28日 再任 社外 独立	2005年12月 弁護士登録 2005年12月 益川総合法律事務所 入所 2012年4月 日東化成株式会社 社外監査役(現任) 2012年6月 佐々木総合法律事務所 開所 2016年12月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 佐々木総合法律事務所 所長 日東化成株式会社 社外監査役	—
(社外監査役候補者とした理由) 同氏は弁護士資格を有しており、法令遵守及びコーポレート・ガバナンス強化の観点より、法務的な幅広い知見と経験を活かして、監査品質の充実を図るべく有益な助言及び指導をしていただいております。今後も、コーポレート・ガバナンスの向上及び監査機能の強化に寄与していただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	きたの けいいち 北野 敬一 1962年 12月12日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">独立</div>	1985年 4 月 尼崎浪速信用金庫（現尼崎信用 金庫）入庫 1988年 1 月 同庫退庫 1988年 2 月 和田総合会計事務所 入所 1996年 2 月 税理士登録（日本税理士会連合 会） 1998年 9 月 和田総合会計事務所副所長 2000年 4 月 北野敬一税理士事務所所長（現 任） 2002年 6 月 株式会社メガチップス社外監査 役（現任） 2019年12月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 北野敬一税理士事務所所長 株式会社メガチップス社外監査役	—
（社外監査役候補者とした理由） 同氏は税理士の資格を有しているほか、監査役としての豊富な経験と高い見識等を有しているため、独立性を有する社外監査役として当社の監査体制の充実に寄与していただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐々木真一郎氏及び北野敬一氏は、社外監査役候補者であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって、佐々木真一郎氏は4年、北野敬一氏は1年であります。
3. 佐々木真一郎氏及び北野敬一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として引き続き指定するものであります。
4. 佐々木真一郎氏、北野敬一氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、選任理由記載の内容に鑑み、社外監査役として職務を適切に遂行することができるかと判断いたしました。

5. 当社は、佐々木真一郎氏及び北野敬一氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の監査役は3名となりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお本議案の提出についてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
はまおか さとる 濱岡 覚 1968年 12月18日	1988年4月 有限会社辻井電業 入社 1989年4月 株式会社弥谷 入社 1997年5月 フレックスジャパン株式会社 入社 1999年9月 当社取締役 2002年8月 株式会社オーエスエル 代表取締役 2010年1月 当社入社 東京支店ソリューション課 課長 2019年1月 当社内部監査室 室長(現任)	1,000株
(補欠監査役候補者とした理由) 同氏は長年にわたり携わった技術者派遣事業を通じて培った豊富な経験と高い見識等を活かし、現在では当社の内部監査室長として内部監査及び内部統制に携わり、監査役との連携も密に行っていただいております。この経験を活かし、当社の監査機能の実効性の向上に資するべく適切な役割を果たせるものとし、取締役の職務執行の監査を適切に行えると判断したため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。		

(注)候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年12月21日開催の第20回定時株主総会において、年額2億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）とご承認いただき今日にいたっております。

このたび当社では役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置付け、新役員報酬制度方針のもと、報酬制度の透明性、合理性の向上及び取締役の業績向上への意欲増進のため、今般、従来の固定報酬枠に加え業績連動報酬を導入することといたしたく、取締役の報酬額を次のとおり改定いたしたいと存じます。

＜新役員報酬制度方針＞

- ①企業理念を全うするものであること
- ②優秀な人材の獲得・維持が可能な、競争力のある報酬体系と報酬水準であること
- ③中長期的な企業価値・株主価値向上を企図した報酬制度であること
- ④透明性、公正性、合理性を備えた報酬制度であること

1. 固定報酬：年額1億5千万円以内（うち社外取締役分3千万円以内）
2. 業績連動報酬枠：年額5千万円以内

なお業績連動報酬の原資は社員賞与支給後の連結経常利益実績が連結経常利益目標を上回った場合に限り、一定の算式にて計算された金額とし、かつ各取締役への支給額は各人の固定報酬の年額を上回らないものといたします。

ただし、社外取締役につきましては業績連動報酬の対象とせず、全て固定報酬といたします。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

対象となる取締役の員数は、第3号議案が原案のとおり承認されますと9名（うち社外取締役3名）となります。

【改定前後の取締役報酬枠】



第7号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2008年6月26日開催の第9回定時株主総会において、年額2千万円以内にご承認いただき今日にいたっておりますが、その後の経済情勢の変化、監査体制の維持向上の必要等諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を年額2千5百万円以内と変更させていただきたいと存じます。

なお、対象となる監査役の員数は、第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外監査役3名）となります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度の前半は雇用や所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移しましたが、年度の後半は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により緊急事態宣言が発令され、経済活動が大きく制限されたことなどから急速に後退しました。その後緊急事態宣言が解除されたことを受けて、経済活動は再開されつつあり回復に向かうことが期待されております。しかしながら、依然国内外の感染症の動向は楽観視できない状況が続いており、先行きは極めて不透明な状況が続いております。

このような中、当社の技術者派遣事業においては、IT分野、機械分野、電気・電子分野、化学・バイオ分野で技術者ニーズが増加しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一時的に稼働率の低下が生じました。加えてライン部門等の採用強化に伴い、人件費を中心に販売費及び一般管理費が増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高8,967,051千円（対前年同期比10.5%増）、営業利益208,131千円（対前年同期比57.9%減）、経常利益410,695千円（対前年同期比18.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益270,044千円（対前年同期比20.0%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分に基づいて記載しております。

①技術者派遣事業

技術者派遣は、在籍技術者数が前年同期比で増加したことに加え、受注件数も堅調に推移しました。また、IT分野及び成長産業分野への取り組み強化により、派遣単価の向上にも努めてまいりました。一方、当第3四半期及び第4四半期連結会計期間（2020年4月～9月）におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により首都圏を中心に技術者派遣需要が停滞傾向の中、2020年4月入社の新卒技術社員及び既存技術社員の一部に契約獲得の遅れが生じ、稼働率は前年同期より低い水準で推移しました。なお、採用は引き続き優秀な人材の獲得に取り組むものの、不透明な国内需要動向を鑑み、新卒採用及び中途採用ともに一時的に抑制をしております。

請負業務は、主にIT請負の取引が拡大したことに加え、製造請負においても、受注件数が堅調に推移しました。

これらの結果、技術者派遣事業の売上高は8,397,609千円（対前年同期比10.7%増）、セグメント利益は292,837千円（対前年同期比41.1%減）となりました。

②コンサルティング事業

システムコンサルティングサービスは、SAPをはじめとした既存の大規模基幹システムにおいてIT基盤の統合・再構築が企業の重要課題とされ、機能拡張やグローバル展開案件が継続して堅調に推移しました。このような中、当社が携わるクラウド系基幹システムであるSAP S/4 HANA及びSAP以外のERPの導入案件につきましても拡大がありました。こうした案件状況に対して、その需要に応えるべく、自社ITコンサルタントの育成及び増員に加えて協力会社の外注要員を活用し、チーム体制での対応を推進いたしましたが、一方で当第3四半期及び第4四半期連結会計期間（2020年4月～9月）におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に新規導入案件が停滞傾向となったことから、案件不足等により育成及び増員メンバーにおける稼働率が低下しました。

これらの結果、コンサルティング事業の売上高は498,163千円（対前年同期比8.9%増）、セグメント利益は38,918千円（対前年同期比0.4%減）となりました。

③AR/VR事業

AR/VR事業は、前連結会計年度に設立した株式会社クロスリアリティ（連結子会社）において、VRIA京都（VRイノベーションアカデミー京都）の開校に向けた準備費用が発生しました。当初VRIA京都は2020年5月開校を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、EON Reality社講師の渡航制限による来日延期、AR/VR機器の納品遅延等が発生し、開校は延期となっております。

これらの結果、AR/VR事業の売上高は1,180千円（前年同期は実績無）、セグメント損失は64,516千円（前年同期は1,578千円の損失）となりました。

④その他

AIマッチングソリューション「SUZAKU」の売上高は前年同期比で微増となった一方、前連結会計年度に行政から受注した特注のソフトウェア開発に関する売上高は減少しました。

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社である株式会社ストーンフリーの売上高は、就労移行支援事業の利用者が減少したこと等により、前年同期比で減少しました。

これらの結果、売上高は70,098千円（対前年同期比7.3%減）、セグメント損失は59,107千円（前年同期は39,729千円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、277,298千円となりました。

その主要なものは、技術者派遣事業にかかる拠点移転費用66,627千円、及びAR/VR事業にかかるVR関連設備186,561千円であります。

(3) 資金調達の状況

財務基盤のさらなる安定性向上を目的に、主要取引金融機関と借入極度額合計790,000千円の当座貸越契約及び借入極度額合計2,000,000千円のコミットメントライン契約をそれぞれ締結しております。また、当社の連結子会社である株式会社クロスリアリティにおいて、第三者割当増資により90,000千円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの中核事業である技術者派遣事業につきましては、国内市場は引き続き拡大傾向と予想されるものの、労働人口減少等により中長期的に市場成長率は鈍化するものと見込んでおります。主要取引先である国内製造業及びIT関連企業におきましては慢性的な技術者不足の状況は変わらず、特に第4次産業（AR/VR、AI、IoT、RPA等）人材に対するニーズのさらなる高まりから、今後も最先端技術分野の技術者需要の増加が見込まれます。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による世界的な景気減速を受け、IMFの世界経済見通し（WEO、June 2020）では、先進国のマクロ環境としては新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復するのは、2021年末との試算もされております。

国内経済におきましても、先進国を中心とした海外経済の減速及び新型コロナウイルス感染症拡大等の影響が引き続き懸念されております。緊急事態宣言解除後、経済活動の制限が次第に緩和されておりますが、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息の時期や感染拡大による影響が見通せないため、景気の先行きは依然不透明な状況が続くことが見込まれます。

このような環境の中で、当社グループの技術者派遣事業におきましては、中長期における安定成長基盤を早期に確立するためにも、教育研修による技術者の高付加価値化に引き続き注力し、IT分野を中心に取引先の新規開拓を実施してまいります。

また、技術者派遣事業に大きく依存する現状において、経営の拡大及び安定化のために、第二第三の柱となる新たな収益基盤の確保が必要であるとも考えております。足元の経済環境を注視しつつ、来るべき景気回復に備えた成長戦略及び経営基盤の確立の実現に向けて、積極的に事業創出にも取り組んでまいります。

具体的には以下の事項を課題として認識し対応してまいります。

①技術者派遣事業の維持・拡大

当社の技術者派遣事業は、IT分野、機械分野、電気・電子分野、化学・バイオ分野の領域を中心に展開しておりますが、これらの主要取引先におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、働き方の制約や就業時間の低下等といった形で生じており、技術社員の稼働率の低下が生じております。

しかしながら人材ニーズは潜在的には低下しておらず、今後最先端技術分野を中心に人手不足が懸念される状況は継続するものと想定しております。

このような状況の中、当社グループといたしましては、技術者の付加価値向上を目指して、AR/VR、AI、IoT、RPA等の教育研修メニューの強化により、最先端技術分野及び成長産業分野へ技術社員をシフトすることを推進し、技術者一人当たりの売上高及び稼働率の向上を図っております。また、ブランディングに基づくプロモーションの強化に加え、外部専門事業者の積極活用等採用チャネルの多様化により、引き続き経験者及び優秀層を中心に技術者採用に努めるとともに、技術者サポート体制強化により、稼働率向上、退職率低減を図ってまいります。これらにより、今後の不透明な経済環境の中でも売上高の維持・拡大を図ってまいります。

②事業創出への積極的取り組み

また、当社は、事業の創出により第二第三の柱となる新たな収益基盤の確保へ向けて積極的に注力してまいります。

コンサルティング事業におきましては、首都圏エリアのビジネス拡大、SAP S/4 HANAやSAP以外のERPパッケージへの参画を実行いたします。また、チーム体制での案件対応、請負案件の機会を増やすことにより経験・ノウハウを蓄積し、人材育成を行ってまいります。

AR/VR事業におきましては、AR/VR等の第4次産業革命に対応する技術者養成への取り組みが重要であるとの認識のもと、2019年4月にAR/VRクリエイターの育成、さらには企業や教育機関が求めるAR/VRコンテンツやプラットフォームの販売及び開発等を目的として株式会社クロスリアリティを設立いたしました。今後は、2020年10月に開校いたしましたVRIA京都におきまして、クリエイターの育成を開始し、コンテンツやプラットフォームの販売及び開発体制の構築に努めてまいります。

その他の事業におきましては、長年の販売実績を誇る「HQ Profile®」に加えて、AIを駆使した「SUZAKU」の販売を実施しております。今後は、製品のポジショニングの見直し、製品認知活動の強化及び製品改良等を継続し事業の黒字化に努めてまいります。

それに加え、AIを軸にした教育・育成と戦略的アライアンスを積極的に進めることで、技術者の高付加価値化を図り、多様なIT分野の技術者を多数抱える当社の強みを活かして、成長分野への投資を積極的に進め、事業の創出に取り組んでまいります。

③経営基盤の整備

さらなる成長を支える盤石な組織基盤構築に向けて、引き続き組織改編、処遇改善等の諸制度の導入、管理部門及び営業間接部門の専門人財の補充、ITインフラの整備等を行ってまいります。これらにより、洗練された経営管理システムと意思決定メカニズムを構築し、経営の透明性と健全性を確保するとともに、組織力及び経営力、効率性の向上、労働環境の改善に努めてまいります。

(5) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第19期 2017年9月期	第20期 2018年9月期	第21期 2019年9月期	第22期 (当連結会計年度) 2020年9月期
売 上 高	6,014,994 千円	7,106,881 千円	8,117,127 千円	8,967,051 千円
経 常 利 益	400,028 千円	571,123 千円	504,134 千円	410,695 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	269,935 千円	354,009 千円	337,396 千円	270,044 千円
1株当たり当期純利益	37.76 円	40.96 円	38.60 円	30.78 円
総 資 産	2,983,742 千円	3,456,721 千円	3,606,291 千円	3,978,186 千円
純 資 産	1,491,492 千円	1,851,030 千円	2,190,610 千円	2,472,126 千円

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は2017年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第19期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 当社は2018年3月7日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第19期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社イーアセスメント	21,500 ^{千円}	53.5 %	HQ等の開発・カスタマイズ
株式会社クロスリアリティ	150,000 ^{千円}	70.0 %	VRIA京都の運営及びAR及びVRソリューションの販売・開発
株式会社ストーンフリー	52,300 ^{千円}	100.0 %	就労移行支援事業 手芸製品の製造販売

(注) 株式会社クロスリアリティは、2019年10月1日付けにて、株式会社エスユーエス及び学校法人三幸学園を引受人とする第三者割当増資を行い、資本金が増加しております。これに伴い、当社の議決権比率は上記のとおりとなりました。

③特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事 業	サ ー ビ ス 内 容
技 術 者 派 遣 事 業	IT／機械／電気・電子／化学・バイオ分野における技術者派遣
コンサルティング事業	ERP（注1）分野におけるコンサルティング／導入支援／開発等
A R / V R 事 業	VRIA京都の運営及びAR及びVRソリューションの販売・開発
そ の 他	「SUZAKU（採用マッチングソリューション）」の開発／販売、HRM（注2）分野におけるコンサルティング／アセスメント／アセスメントツール販売、就労移行支援事業等

(注) 1. ERP：Enterprise Resource Planning
2. HRM：Human Resource Management

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	京都市下京区
大 宮 オ フ ィ ス	さいたま市大宮区
東 京 オ フ ィ ス	東京都品川区
横 浜 オ フ ィ ス	横浜市西区
名 古 屋 オ フ ィ ス	名古屋市中村区
大 阪 オ フ ィ ス	大阪市北区
神 戸 オ フ ィ ス	神戸市中央区
岡 山 オ フ ィ ス	岡山市北区
V R I A 京 都	京都市右京区

(9) 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
技 術 者 派 遣 事 業	1,645	155 増
コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業	38	11 増
A R / V R 事 業	11	11 増
そ の 他	14	2 減
全 社 (共 通)	34	—
合 計	1,742	175 増

- (注) 1. 当連結会計年度より、事業区分を「技術者派遣事業」「コンサルティング事業」「AR/VR事業」「その他」に変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。
2. 全社（共通）は、経営企画部、経理部、人事部、総務部等の管理部門の使用人であります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

なお、財政基盤のさらなる安定性向上を目的に、株式会社三菱UFJ銀行、京都信用金庫、株式会社京都銀行、株式会社三井住友銀行と借入極度額合計790,000千円の当座貸越契約を、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行と借入極度額合計2,000,000千円のコミットメントライン契約をそれぞれ締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末における借入の実行残高はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数 16,000,000株

(2)発行済株式の総数 8,784,400株 (自己株式184株を含む。)

(3)株主数 2,924名 (自己株式分は除く。)

(4)大株主 (上位10位)

株主名	持株数	持株比率
齋藤公男	4,542,800 株	51.72 %
セファテクノロジー株式会社	440,000	5.01
京都中央信用金庫	180,000	2.05
奥直彦	114,000	1.30
中島彰彦	84,000	0.96
浅野真輝	80,000	0.91
大槻哲也	80,000	0.91
小林孝史	80,000	0.91
株式会社インテリジェンスオフィス	80,000	0.91
植村誠	78,000	0.89

(注) 持株比率は、自己株式 (184株) を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項**(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況**

①新株予約権の概要

発行回次 (付与決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の 種類及び数	行使価額	行使期間
第4回新株予約権 (2015年10月15日)	1,235個	普通株式 494,000株	1個当たり 18,000円	2017年10月16日～ 2025年10月15日

②当社役員が保有する新株予約権の状況

区 分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第4回新株予約権	443個	177,200株	4名
監査役 (社外監査役を除く)	第4回新株予約権	一個	一株	一名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年9月30日現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
齋藤 公男	代表取締役社長	—	株式会社ストーンフリー取締役 株式会社イーアセスメント取締役 株式会社クロスリアリティ代表取締役社長
吉川 友貞	取締役副社長	—	株式会社クロスリアリティ取締役 KLab株式会社社外取締役
小林 孝史	取締役	東日本統括本部 HAIQ事業推進部 コンサルティング事業部	株式会社イーアセスメント取締役
大槻 哲也	取締役	西日本統括本部	株式会社ストーンフリー取締役 株式会社クロスリアリティ取締役
宮崎 健	取締役	人財開発本部	株式会社ストーンフリー代表取締役社長
浅田 剛史	取締役	最高財務責任者 管 理 部 門	—
中島 彰彦	取締役	—	株式会社アソウ・ヒューマニーセンター代表取締役社長 株式会社アソウ・アルファ代表取締役社長 株式会社ヒューマンエナジー研究所代表取締役社長 株式会社福利厚生倶楽部九州代表取締役会長 株式会社アソウ・アカウントティングサービス代表取締役社長 株式会社チャレンジド・アソウ代表取締役社長 株式会社アソウ・システムソリューション代表取締役社長 株式会社ユニバースクリエイト代表取締役会長 学校法人大村文化学園監事 株式会社アソウ・マリッジエージェント代表取締役社長
西嶋 俊成	取締役	—	西嶋会計事務所所長 学校法人大村文化学園監事
立石 知雄	取締役	—	株式会社キョーエン代表取締役 株式会社ビューケン取締役 株式会社桑山監査役

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
高島賢二	常勤監査役	－	株式会社ストーンフリー監査役 株式会社イーアセスメント監査役 株式会社クロスリアリティ監査役
佐々木真一郎	監査役	－	佐々木総合法律事務所所長 日東化成株式会社社外監査役
北野敬一	監査役	－	北野敬一税理士事務所所長 株式会社メガチップス社外監査役

- (注) 1. 取締役宮崎健氏及び浅田剛史氏は、2019年12月23日開催の第21回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 監査役北野敬一氏は、2019年12月23日開催の第21回定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
3. 取締役中島彰彦氏、西嶋俊成氏及び立石知雄氏は社外取締役であります。
4. 監査役高島賢二氏、佐々木真一郎氏及び北野敬一氏は社外監査役であります。
5. 取締役西嶋俊成氏及び立石知雄氏、監査役高島賢二氏、佐々木真一郎氏及び北野敬一氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 社外取締役中島彰彦氏の重要な兼職先である株式会社アソウ・ヒューマニーセンターと当社との間には、アセスメントツールの代理店販売、アポイントメント業務、障害者スポーツ選手雇用センターシーズアスリートの法人会員の取引があります。
7. 注6に掲げたもののほか、社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び常勤監査役を除く社外監査役とは、会社法第427条第1項及び定款第39条の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項柱書に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度中に辞任した監査役

氏名	辞任時の地位及び重要な兼職の状況	辞任年月日
渡邊政志	監査役	2019年12月23日

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

	支給人数	報酬等の総額
取締役（うち社外）	9名（3名）	95,000千円（16,800千円）
監査役（うち社外）	4名（4名）	11,100千円（11,100千円）

合計 13名（7名） 106,100千円（27,900千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 2018年12月21日開催の第20回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご決議いただいております。
 3. 上記の支給人数には、2019年12月23日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役渡邊政志氏を含んでおります。

(5) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬等について、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の報酬については取締役会で決定しております。各監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。なお、第23期の役員報酬につきましては、当社第22回定時株主総会の第6号議案「取締役の報酬額改定の件」が決議されることを条件として同議案参考事項記載の報酬制度を採用することを当社2020年7月の取締役会にて決議しております。

(6) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況
取締役	中島 彰彦	全15回中14回	—
取締役	西嶋 俊成	全15回中15回	—
取締役	立石 知雄	全15回中15回	—
監査役	高島 賢二	全15回中15回	全15回中15回
監査役	佐々木 真一郎	全15回中15回	全15回中15回
監査役	北野 敬一	全11回中11回	全11回中11回

- (注) 1. 監査役北野敬一氏は、2019年12月23日開催の第21回定時株主総会にて選任されたため、回数が異なっております。
 2. 発言状況につきましては、各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 企業理念

当社は、「経営理念」及び「社是」を次のとおり定めており、当社グループの理念を包括的に象徴する普遍的なものであり、グループ経営の根幹として、最も大切にしております。

「経営理念」

人と企業の笑顔が見たい

「社是」

一人ひとりに最高水準の教育を追求し、エンジニアの夢を実現する
チャレンジ精神を常に持ち、新たな価値創出を実現する
「人」の成長を支援し、社会に貢献する

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念に掲げた「人と企業の笑顔が見たい」の実現により、企業価値の拡大と永続的存続及び社会貢献を目指すために、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると考えており、株主総会の充実、取締役会及び監査役の一層の機能強化を図り、積極的かつ継続的な情報開示・IR活動を行い、組織体制や内部管理体制を整備し、必要な施策を講じ取り組めます。

(3) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人の職務の執行について、組織の運営に関する社内規程を整備し、意思決定のプロセス及び結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役及び監査役、内部監査室が当該プロセス及び結果を閲覧できる体制を構築いたします。
- ②代表取締役社長を委員長とし、社内取締役、執行役員、常勤監査役、内部監査室長、総務部長、人事部長、顧問弁護士等で構成されるリスクマネジメント委員会（注）を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図ります。また、コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、取締役及び使用人に対してコンプライアンスに関する教育研修を継続的に実施いたします。

- ③代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、業務運営の有効性、財務報告等の信頼性、コンプライアンスの観点から内部統制の整備・運用状況を評価し、改善に向けて助言・提言を行います。
 - ④取締役及び使用人の職務執行に関するコンプライアンス違反の未然防止、早期発見、また違反発見時に迅速かつ効果的な対応を図るため、社内窓口及び社外窓口（顧問弁護士）を併設し、通報者の保護を講じた内部通報制度を導入し、運用いたします。
 - ⑤取締役及び使用人が当社株式を売買する際は、最高財務責任者を委員長とし、経営企画部長、総務部長で構成される内部情報管理委員会の事前の承認を得るものとします。また取締役、執行役員その他重要な内部情報に触れる機会の多い使用人に対しては当社株式の売買禁止期間を設け、取締役が当社株式の売買を行った際は取引の内容を取締役に報告する等、内部者取引の予防のための体制を整備いたします。
- (注) コンプライアンス委員会は2020年4月にリスクマネジメント委員会へ名称変更いたしました。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁等の重要な決裁に係る情報、財務及びコンプライアンスに係る情報等、取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、法令、文書管理規程をはじめとする諸規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理いたします。また、取締役及び監査役は、これら文書を常時閲覧できるようにいたします。

(5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスクマネジメント委員会が当社グループのリスク管理活動の主体となり、事業運営から生じる損失の危険を平時より網羅的・体系的に収集し、その動向をモニタリングすることで可能な限り未然の防止を図り、リスクが現実のものとして顕在化した場合には迅速な対応により影響を最小化する体制を構築いたします。
- ②リスクマネジメント委員会は、当社グループのリスクの把握・分析、適切な管理を行い、定期的にと取締役会に報告いたします。また、リスク管理の意識及び実効性の向上に努めます。

(6) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、職務分掌規程、職務権限規程、決裁に関する基準等に従い、重要性に応じて権限委譲に基づく意思決定を行うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を遂行いたします。
- ②事業計画を策定し明確な目標を定め、それに沿った適切な業務運営を推進いたします。また、事業計画の進捗状況を取締役に定期的に報告・検証することで、効率的な職務執

行を図ります。

- (7) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の取締役または使用人に子会社取締役を兼務させ、また当社の監査役に子会社監査役を兼務させることにより、子会社の業務執行に対して適切な管理を行います。
 - ② 当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営成績、財政状況、その他の情報について、当社へ定期的に報告いたします。また、重要な事象が発生した場合には、当社に速やかに報告いたします
 - ③ 当社内部監査室による内部監査を、当社グループ全体を対象に横断的に適用することで、当社グループ全体の適切な業務執行状況を評価いたします。
 - ④ 子会社には、事業特性、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案の上、相応しい体制の整備を求めるとともに、その整備状況について定期的に報告を受け、必要に応じてその改善を求めるものとします。
- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の要請がある場合、監査役の職務を補助する使用人を選任できるものといたします。
 - ② 監査役を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外からの指揮命令を受けないものとし、指示の実効性を担保いたします。また、任命、人事異動等の人事権に関する事項の決定について、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 年度予算において、監査役職務の執行に必要と見込まれる費用の予算を設けております。
 - ② 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、監査役職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を処理するものといたします。

- (10) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務執行状況を把握するために、重要な会議または委員会に出席することができ、かつ、必要な情報の開示を求めることができるようにいたします。
 - ② 監査役は、内部監査室よりその監査計画や監査結果の定期報告を受け、内部監査室との連携を確保いたします。また、監査役は内部通報制度の運用状況の定期報告を受けるものとします。
 - ③ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関して報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとします。
 - ④ 取締役及び使用人が、監査役への報告をしたことを理由とする不利益な扱いを受けることを禁止し、その旨を周知徹底いたします。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、監査役監査の実効性を確保するために、監査役監査基準を理解するとともに、監査役との十分な協議、検討の機会を設け、その環境整備を行います。
 - ② 監査役は、代表取締役社長との定期的な会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。また、内部監査室及び会計監査人が、定期あるいは必要に応じて随時、監査役と意見交換を行う等、内部監査、会計監査、監査役監査の相互連携を深めます。
- (12) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
- ① 「反社会的勢力への対応に関する規程」において反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方を規定し、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組めます。
 - ② 反社会的勢力とは一切関係を持たず、また反社会的勢力による不当要求は一切拒絶いたします。

(13) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- ①「反社会的勢力への対応に関する規程」において「反社会的勢力に対する基本方針」を明文化し、年1回研修を開催し周知徹底を図ります。
- ②「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を制定し、反社会的勢力の排除についての防御策や対応を明文化いたします。
- ③反社会的勢力の排除を推進するため統括管理部署を設置し、不当要求があった場合の対応窓口といたします。
- ④新規取引先においては取引開始前に、既存取引先については年1回の頻度で、反社会的勢力との関係に関する確認を行います。また取引の契約書に反社会的勢力との関係排除に関する条項を設け、反社会的勢力の排除に向け然るべき対応を取ります。
- ⑤反社会的勢力からの不当要求に備え、外部専門機関との連携を図ります。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

- ①主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しております。その他、監査役会は15回、リスクマネジメント委員会は12回開催しております。
- ②監査役は、社内及び重要な子会社に対して監査業務を行っております。また、内部監査室とは常に連携して監査を行っており、定期的に会計監査人との連絡会議を行い、情報交換を行っております。
- ③内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務監査、内部統制監査を実施しております。
- ④内部情報管理委員会は適宜開催しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策の一つと考えており、企業価値を最大化するための中長期的な取り組みや事業拡大に必要な内部留保とのバランスを勘案し、継続的かつ安定的な株主還元を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の配当を行う場合、年1回、期末に配当を行うことを基本方針としており、その他年1回、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については、取締役会であります。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、パーセント表記はパーセント単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,226,787	流動負債	1,447,925
現金及び預金	1,932,485	リース債務	14,769
売掛金	1,068,500	未払金	607,662
仕掛品	8,387	未払法人税等	132,729
その他	217,447	未払消費税等	301,836
貸倒引当金	△34	賞与引当金	261,141
固定資産	751,398	その他	129,786
有形固定資産	249,512	固定負債	58,134
建物及び構築物	85,618	リース債務	26,235
工具、器具及び備品	104,576	資産除去債務	23,381
リース資産	59,318	繰延税金負債	5,744
その他	0	その他	2,772
無形固定資産	136,603	負債合計	1,506,059
ソフトウェア	117,980	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	18,367	株主資本	2,389,473
その他	256	資本金	430,433
投資その他の資産	365,282	資本剰余金	526,078
投資有価証券	8,943	利益剰余金	1,433,146
従業員に対する長期貸付金	330	自己株式	△184
繰延税金資産	142,994	非支配株主持分	82,652
その他	213,014	純資産合計	2,472,126
資産合計	3,978,186	負債・純資産合計	3,978,186

連結損益計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,967,051
売 上 原 価		6,877,793
売 上 総 利 益		2,089,257
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,881,126
営 業 利 益		208,131
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	39	
受 取 配 当 金	2	
助 成 金 収 入	216,802	
そ の 他	2,679	219,524
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,656	
支 払 手 数 料	12,303	
そ の 他	1	16,960
経 常 利 益		410,695
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,825	1,825
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		408,869
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	201,033	
法 人 税 等 調 整 額	△43,929	157,103
当 期 純 利 益		251,765
非支配株主に帰属する当期純損失		18,278
親会社株主に帰属する当期純利益		270,044

連結株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	429,884	524,844	1,224,421	△155	2,178,995
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	549	549	－	－	1,098
剰 余 金 の 配 当	－	－	△61,319	－	△61,319
連結子会社の増資による持分の増減	－	684	－	－	684
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	270,044	－	270,044
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△28	△28
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	549	1,233	208,725	△28	210,478
当 期 末 残 高	430,433	526,078	1,433,146	△184	2,389,473

	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	11,615	2,190,610
連結会計年度中の変動額		
新 株 の 発 行	－	1,098
剰 余 金 の 配 当	－	△61,319
連結子会社の増資による持分の増減	－	684
親会社株主に帰属する当期純利益	－	270,044
自 己 株 式 の 取 得	－	△28
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	71,037	71,037
連結会計年度中の変動額合計	71,037	281,516
当 期 末 残 高	82,652	2,472,126

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,207,739	流動負債	1,425,556
現金及び預金	1,819,908	リース債務	1,730
売掛金	1,059,758	未払金	600,804
仕掛品	8,387	未払費用	94,565
前払費用	51,969	未払法人税等	130,426
関係会社短期貸付金	130,000	未払消費税等	301,825
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	5,916	賞与引当金	261,141
その他	131,833	その他	35,063
貸倒引当金	△34	固定負債	4,452
固定資産	644,909	リース債務	3,912
有形固定資産	119,756	その他	540
建物	73,306	負債合計	1,430,009
工具、器具及び備品	41,008	(純資産の部)	
リース資産	5,442	株主資本	2,422,639
その他	0	資本金	430,433
無形固定資産	33,868	資本剰余金	525,393
ソフトウェア	32,362	資本準備金	404,433
その他	1,506	その他資本剰余金	120,960
投資その他の資産	491,283	利益剰余金	1,466,995
投資有価証券	8,943	利益準備金	780
関係会社株式	221,500	その他利益剰余金	1,466,215
出資金	60	任意積立金	35,000
従業員に対する長期貸付金	330	繰越利益剰余金	1,431,215
関係会社長期貸付金	25,635	自己株式	△184
長期前払費用	204	純資産合計	2,422,639
繰延税金資産	149,339	負債・純資産合計	3,852,648
その他	106,047		
貸倒引当金	△20,775		
資産合計	3,852,648		

損益計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,932,276
売上原価	6,859,881
売上総利益	2,072,395
販売費及び一般管理費	1,809,470
営業利益	262,924
営業外収益	
受取利息	1,599
受取配当金	2
助成金収入	216,202
その他	121
営業外費用	
支払利息	1,236
支払手数料	11,190
貸倒引当金繰入額	14,610
その他	1
経常利益	453,812
特別損失	
固定資産除却損	1,825
税引前当期純利益	451,986
法人税、住民税及び事業税	200,305
法人税等調整額	△56,019
当期純利益	307,700

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利益 準備金	利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金	利益 剰余金 合計	
					任意 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	429,884	403,884	120,960	524,844	780	35,000	1,184,834	1,220,614
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	549	549	-	549	-	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△61,319	△61,319
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	307,700	307,700
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	549	549	-	549	-	-	246,381	246,381
当 期 末 残 高	430,433	404,433	120,960	525,393	780	35,000	1,431,215	1,466,995

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△155	2,175,188	2,175,188
事業年度中の変動額			
新 株 の 発 行	-	1,098	1,098
剰 余 金 の 配 当	-	△61,319	△61,319
当 期 純 利 益	-	307,700	307,700
自 己 株 式 の 取 得	△28	△28	△28
事業年度中の変動額合計	△28	247,450	247,450
当 期 末 残 高	△184	2,422,639	2,422,639

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月18日

株式会社エスユーエス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 余 野 憲 司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神 崎 昭 彦	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスユーエスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスユーエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年11月18日

株式会社エスユーエス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 余 野 憲 司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神 崎 昭 彦	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスユーエスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月19日

株式会社エスユーエス監査役会

常勤監査役（社外） 高 島 賢 二 ㊟

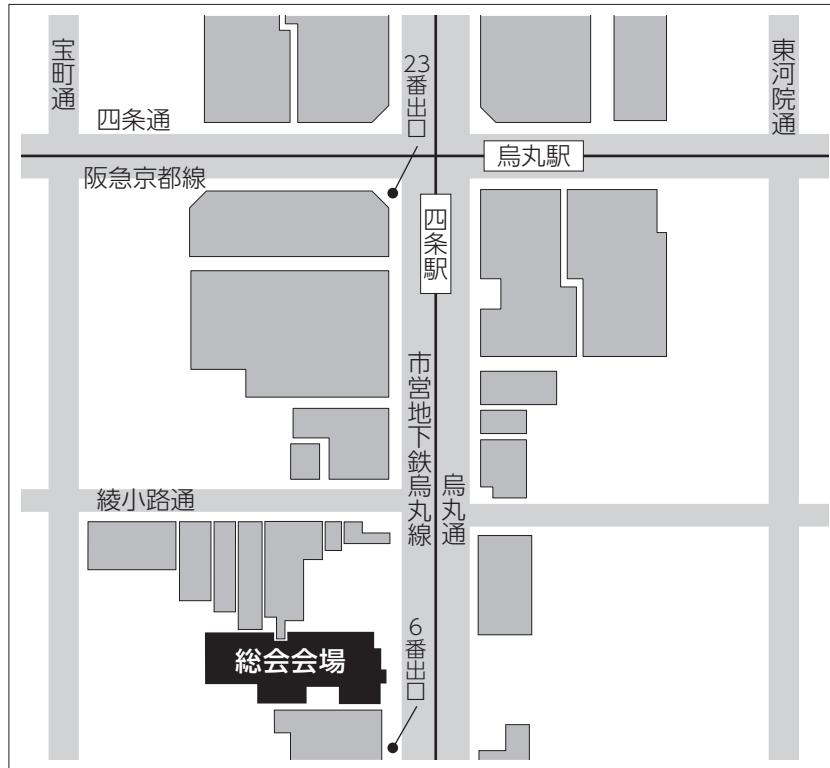
監 査 役（社外） 佐々木真一郎 ㊟

監 査 役（社外） 北 野 敬 一 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内略図

からすま京都ホテル 2階「双舞の間」
京都市下京区烏丸通り四条下ル
TEL (075)371-0111



交通のご案内

阪急京都線 烏丸駅 下車、西23番出口
市営地下鉄烏丸線 四条駅 下車、6番出口
をご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本年は、書面（郵送）による事前の議決権行使を行っていただき、株主総会へのご来場につきましては、自粛いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。 当社ウェブサイト <https://www.sus-g.co.jp/>